

**「精神障害者の地域生活支援に係る、
介護支援専門員・介護福祉士等に対する
講義・演習及び実践基礎研修（通称「実践基礎研修」）」**

実施要綱等資料編

平成 31 年 3 月



一般社団法人
日本介護支援専門員協会
JCMA Japan Care Manager Association

目 次

1	「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に 対する講義・演習及び実践基礎研修」（通称「実践基礎研修」）実施要綱	1
2	レジュメ（投影用スライド・配布用資料）	13
3	研修記録シート	141
4	リフレクション（振り返り）シート	149
5	実践実習受け入れ依頼書	155
6	実践実習受け入れ承諾書	159
7	個人情報保護に関する誓約書	163
	・ 研修実施機関保管用	165
	・ 実践実習受入れ機関保管用	166
	・ 実習対象者（ご家族）保管用	167
	・ 研修受講者用	168
8	実践実習修了証明書	169
9	修了証	173
10	自己紹介および受講目標設定シート	177
11	事例検討演習シート	181

「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する講義・演習及び実践基礎研修」（通称「実践基礎研修」）実施要綱

平成 30 年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の
研修ニーズに関する調査事業

「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する
講義・演習及び実践基礎研修」（通称「実践基礎研修」）実施要綱

【研修のねらい】

今般国から提言された「地域共生社会の実現」は、時代の流れとともに顕著に現れている家族形態の変化と、それに伴う家族自助力の低下、さらには家族内の多問題化に対応するための社会体制の基盤整備ともいえるものである。それぞれの家庭の構成者が抱える疾患や障害、あるいはそこから派生して起きている諸問題に対応する現行制度は多種多様であり、そのほとんどが互いに整合がなく分断されている。このことは、当事者が支援を受けながら生活を継続する上で、利便にそぐわない状況にあるといえる。

今後は、それらの利便性を向上させることが急務であるが、そのためには制度間によって異なり配置されている多職種が、互いの領域の知識・技術を習得して活用できる環境を早急に整備することで、現場レベルでの共生的な支援体制が促進されることが期待できる。

今回は、介護保険制度で従事する介護支援専門員及び介護福祉士等が、精神疾患・精神障害に関する基本的な知識及び支援技術を習得し、支援に活用できるようにすることで、支援を要する住民の安心した生活の維持の一助となることをねらいとする。

【研修実施についての概要】

研修名称及び実施主体

- ・ 本研修の名称は「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する講義・演習及び実践基礎研修」（通称「実践基礎研修」）とする。
- ・ 平成 31 年度以降の研修の実施主体は、「地域生活支援事業」の活用等により、都道府県、市区町村、職能団体等、多様な実施主体において積極的に実施されることを想定している。

受講対象者

- ・ 受講対象者は原則として、介護保険制度で就労している介護支援専門員及び介護福祉士等（介護福祉士を有しない介護職も含む）とする。
- ・ 介護支援専門員と介護福祉士等が同数程度参加しての研修が望ましいが、参加割合の違いや、どちらかの職種のための研修実施も妨げない。

研修構成

- ・ 研修構成は基本知識・技術を習得目標とする講義、応用力を醸成する目的の演習、および実践力を会得するための精神障害者の支援現場にての実践実習によって構成する。
- ・ 研修に使用するテキスト及び配布資料等は、当事業検討委員会で作成したスライド及び演習シート等を使用することを原則とするが、各研修実施主体（機関）で新たに作成することを妨げ

ない。ただし、本事業で策定したカリキュラム内容（後掲）の変更は認めない。

- ・ 研修日程は各日 6 時間の 2 日間、計 12 時間を基本とする。2 日間の修了をもって本研修を履修したものとする。研修実施主体（機関）は必要に応じ修了証を交付するなどの対応を行なう。
- ・ 欠席、遅刻、早退があった者は、本研修の修了とはみなさない。
- ・ 実践実習の履修の確認が取れない者も修了とはみなさない。

研修実施方法

- ・ 1 日目の所要時間は研修前のオリエンテーションや休憩時間を含み 7 時間 30 分程度を想定している。
- ・ 想定される研修規模（参加人数）は、1 日目の講義・演習は特に制限を要しないが、2 日目の実践実習は、受け入れ実施事業所の規模によって数名程度になることを想定している。よって、実習受け入れ事業所の日程調整及び受け入れ事業所の数によって、実際の研修定員を設定することが求められる。
- ・ 1 日目の講義は、グループワークも含まれることから、グループ形式での配列を想定している。1 グループの人数は研修の規模によって変更も可能であるが、議論促進の観点から目安として 6 人程度が望ましい。

実践実習の留意点

- ・ 2 日目の実践実習及び研修会場での演習は、午前中を実習事業所での実践実習、午後を研修会場での演習を想定しているが、午前と午後の日程を別日に開催することも可能とする。その場合の時間帯は午前・午後を問わず実施できることを想定している。ただし、実践実習と演習の間があまり離れないことを基本としている（なるべく 2 週間以内に実施）。
- ・ 実習実施主体（事業所）の都合により実施日時の変更が可能となるよう、1 日目と 2 日目の実施の日程は連続して行なわなくてもよいことを想定している。また、2 日目は班編成にて数日間に分けて行なうことも想定している。その場合は、各班ごとに実践実習と研修会場での演習をセットとして取り扱い、前項で記載したように実践実習と演習の間が班によってかけ離れないように配慮する必要がある（1 日目⇒実践実習⇒2 日目演習は原則 2 週間以内に修了する）。
- ・ 1 人の受講者が一か所の実習先で実習することも有効だが、近隣に複数の支援事業所がある場合、3 時間の実習中に複数の支援事業所を巡回する形態で行なうことも幅広い実習が可能となり、効果が期待できる。具体的な実施方法については研修実施主体（機関）と受け入れ事業所等で検討すること。
- ・ 具体的な実践実習受け入れ事業所の選定は、研修実施主体（機関）を中心に行ない、事前に承諾を得ておく（承諾書等別添）。経年での研修の実施も想定されることから、固定での受け入れ事業所を複数指定しておくなどの対応が望ましい（実習実施状況によっては受け入れ事業所の見直しも検討すること）。

受講評価

- ・ 研修実施に当たっては、事前習得目標の設定および受講直後の自己評価、さらには実務における効果測定として、3 か月後の自己評価、管理者等による第三者評価を実施することを求め、

その評価内容を研修実施主体（機関）によって管理することを基本とする。よって、受講者または管理者は3か月後の評価内容を「研修記録シート（別添）」をもって研修実施主体（機関）へ報告することを原則とする。

- ・ 評価内容は今後の研修実施における改善の際に活用することを想定している。

研修講師・指導者

- ・ 各カリキュラムの講師、指導者は、地域の実情に応じ、精神疾患、精神障害者の支援に従事する者であって、職務経験や指導実績等に鑑みて研修実施主体（機関）が確保することとする。

研修で使用する事例について

- ・ 2日目の事例検討については、地域ごとに適合する事例に差し替えて実施することを可能とする。
その場合は、以下の要素を含む事例であることを原則とする。
 - 精神疾患がある65歳以上の在宅（介護保険制度・居宅サービス利用可能な居住系施設を含む）の利用者であること
 - 介護保険制度において介護職（ホームヘルパー等）の関わりがあること
 - 介護支援専門員による調整を要すること（相談支援専門員との連携も含む）
 - 精神科医療機関からの地域移行支援、または地域定着支援を要すること
 - 精神科を含む医療・介護連携を要すること
 - 服薬や受診の拒否、サービス利用拒否などの多職種で検討すべき課題があること

その他

- ・ 各カリキュラムの変更は認められないが、地域事情等において講義内容を構成することは想定される。例えば、精神障害者の人数や社会資源の整備状況などによって、地域の課題（ニーズ）や支援体制などが異なることから、説明の厚みに強弱を加えるなど、それぞれの地域事情を反映した講義を行なうことは想定される。
- ・ 本研修は2日間を連続して実施することを理想とするが、現実的に連続しての実施が困難な場合が想定されるため、下記（柔軟的な研修実施例）のような日程での実施も可能とする。
- ・ ただし、1日目と2日目のカリキュラムの順番を守ることを原則とする。講師の都合等でやむを得ない場合に限り、1日目の単元を同日の中で入れ替えることは可能とする（例えば、「支援方法の理解」と「精神疾患の理解」の順番を入れ替える等）。
- ・ なお、各単元の時間を延長して実施することは可能とするが、短縮は認めない。

（参考）本事業の検証のためのモデル研修では、1日目「精神疾患の理解」、2日目「事例検討」の時間延長の希望が受講者から多く寄せられた。

（柔軟的な研修実施例）

- 精神科医師による「精神疾患の理解」の講義を行なうため、休診日の木曜日に1日目を実施するなどの工夫を図る。
- 連日ではなく、1日目と2日目の集合研修の間隔を空け、その間に実習期間を設定する（ただし、なるべく2週間以上の間隔は空けないように留意）。

- 2週に渡って土日で集合研修を行ない、実習を平日で行なう（例えば、集合研修は土日が参加しやすいが、実習事業所は土日休みなため、実習のみを1日目と2日目の集合研修の間の平日に設定する）。

など。

- ・ その他、研修実施に際する費用の確保方法や会場確保等の詳細は、研修実施主体（機関）等によって取り決めを行なうこととする。
- ・ 可能であれば、研修全体のアンケート及び感想として、受付時に受講者に対し「リフレクシオンシート（振り返りシート）」を配布し、受講前・受講後の記入を依頼し、修了時に回収することで今後の研修実施の改善に活用する。
- ・ なお、これ以外の研修実施に関する問い合わせは、本事業事務局（一般社団法人日本介護支援専門員協会）及び下記の本事業モデル研修実施機関（全国5か所）にても受け付けている。問い合わせは、下記のメールアドレスにて対応されたい。

※ 回答には時間を要する場合がありますことを承知の上、送信のこと。

- 一般社団法人 日本介護支援専門員協会 事務局：jigyoka@jcma.or.jp
- 栃木県：医療法人孝栄会 前沢病院（地域連携相談室 長佐奈江）g-home@nifty.com
- 長野県：特定非営利活動法人 長野県介護支援専門員協会 nacm@tuba.ocn.ne.jp
- 東京都：株式会社 円グループ（東京円グループ）houjinen@zaitakuen.or.jp
- 愛知県：半田市障がい者相談支援センター soudan@giga.ocn.ne.jp
- 大分県：大分県介護福祉士会 事務局 oita-kaigofukushishi@almond.ocn.ne.jp

【精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する講義・演習及び実践基礎研修 カリキュラム】

1日目：講義6時間（休憩時間は適宜変更可能）

科目	時間	内容	留意点	学習目的・到達目標
（研修開始前に「リフレクションシート（振り返りシート）」の受講前のチェックを行うよう伝達する） オリエンテーション ・ 趣旨説明、習得目標の説明10分 ・ アイスブレイク（自己紹介、精神障害者支援の印象をグループワークで意見交換する）10分 ・ 各自の習得目標の設定10分	講義・演習 0.5時間	- 研修の趣旨説明を行う。本研修は精神障害者の地域移行にあたり多職種協働での支援が円滑に行われることを目的としている旨を説明する。 - 受講前の精神疾患・精神障害に対する印象や経験談など、グループ内で共有する。 - 受講前の段階での精神疾患・精神障害に対する率直な印象や今までの支援における経験談などを、アイスブレイク、自己紹介も兼ねてグループ内で共有する。6人グループの場合、1人1分程度。 - 受講に当たっての目標設定を行なう。 「自己紹介および受講目標設定シート」使用	- 地域移行の対象者を主にしながらも、従来からの在宅者や新たに罹患した方など、様々な状況においても支援が必要になることから、なるべく多様な観点から講義を行なうことも説明する。 - 発表にあたっては精神障害者に対する認識について、<u>明らかな偏見等の場合を除いてはこの段階では指摘や指導などはしない</u>ように留意する。 - 適切な認識を持てるようにすることもこの研修の目的である。 - 認識をグループ内で共有することで、あらためて精神障害者に対する学びの必要性を再確認する。 - 受講目標は、本研修における伝達ポイントに加え、各自が習得したい、できるようになりたいと考えることを記載するよう説明する。本シートは自己管理とし、回収はしない。	☐ 本研修の趣旨や目的を理解して研修に臨める。 ☐ 自分や他の受講者の精神障害者についての経験や考え方を共有したうえで、研修によって学ぶことへの意識を自覚して研修に臨める。 ☐ この研修で、「何のために何を学ぶのか」、目標をもって受講に臨めるようにする。
精神保健福祉法、関連法令、関連制度等の歴史的背景	講義 1時間	- 精神障害者支援の根拠となる関連法令や関連制度等について理解する。 - まずは精神疾患に対する歴史的観点からの政策や制度の取り組みの変遷を理解する。 - 国の施策や方針などを資料を基に説明する。 - 現在の精神障害者支援の根拠となる障害者基本法や精神保健福祉法などの関連法令や関連制度等について理解する。 - 精神保健福祉法、入院制度など、それらの概要を説明し、具体的にどのような場面でこれらの法令・制度がかかわってくるのか、各種データを活用しながら具体的に示すことで理解を促進する。	- 以前の精神衛生法時代から現行制度に移行した背景や、それまでの精神疾患患者に対する事件や処遇などの歴史的背景も伝達する。 - また海外の歴史や現状なども比較的に論じることで日本の制度の歩みの現状を理解する。 - 各種データなどを数値として示すことで施策の方向性などが理解できる。 - 精神疾患関連法令や関連制度などを解説しながら、なるべく具体例などを示し理解を促進する。特に入院患者数の現状など、データを活用して示すことで理解を深める。 - 支援は多職種協働、チームアプローチでかかわる仕組みであることを強調する。 - 障害者総合支援法については次の単元で取り上げるため、ここでは触れなくてよい。 - グループ形態の場合、適宜ミニグループワークなどを活用し意見交換を含めてもよい。 - 講師は、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員など。	☐ 精神疾患に対する以前の考え方や対応から、今日の制度に至るまでの変遷について見識を持てる。 ☐ 精神障害者に係る諸法諸制度の存在を理解し、概要を説明することができる。 ☐ 支援上理解しておくべき制度やツールについては具体的な活用方法について習得することができる。 ☐ 支援において連携すべき専門職や機関を理解できる。 ※ 研修記録シート受講後記入
休憩	10分			
地域共生社会の実現と障害者総合支援法の理解	講義 1時間	- 地域共生社会の理念と概要、障害者総合支援法の仕組みや利用方法、サービス種別などを理解する。 - 法全体の仕組みや位置づけられているサービス、精神障害者に適したサービスや申請方法、利用までの手続き、計画相談支援の仕組みなどについて包括的に講義を行なう。 - 障害者虐待防止法、自立支援医療制度、意思決定	- 地域共生社会の実現が求められる背景と理念および概要を説明する。地域包括ケアシステムとの関連性なども言及する。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業も説明する。 - 障害者総合支援法と介護保険法（制度）や各サービスの比較的な講義を行うことで理解を促進する。また、障害者総合支援法ならではの仕組みや特徴など、具体的に理解できるよう、簡単な事例などを用いて講義することも有効である。 - 特に精神障害者が利用することができるサービス種別や介護保険と併用できるサービスについても解説する。 - ただし、実態として市町村によって運用の解釈が異なることから、あまり運用の詳細	☐ なぜ地域共生社会の理念が謳われたのか、その背景を理解できる。 ☐ 地域包括ケアシステムにおける精神障害者を含む支援体制の整備について理解できる。 ☐ 障害者総合支援法の概要について理解できる。

		支援など、それらの概要を説明し、具体的にどのような場面でこれらの法令・制度が関わってくるのか、社会資源（サービス）の例なども加えながら具体例を示すことで理解を促進する。 介護保険制度の仕組みと比較して説明することで理解を促進する。	については言及せず、普遍的に実施されている仕組みやサービス種別などについて触れ、市町村に裁量権が委ねられている点についてはその旨を説明するにとどめる。 - 相談支援専門員の資格要件や役割について。 - 障害支援区分と要介護認定区分との相違点への理解促進について（精神障害者の場合はADLよりIADLに課題が多い点に着目する必要がある） - 共生型サービスについての理解促進について - グループ形態の場合、適宜ミニグループワークで意見交換を含めてもよい。 - 講師は、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員など。	☐ 精神障害者が利用できる具体的なサービスについて、その目的と効果も含め理解できる。 ☐ 精神障害者を支援する際には、多職種協働、チームアプローチによる支援が不可欠であることを理解できる。 ※ 研修記録シート受講後記入
昼休憩	60 分			
精神疾患の理解	講義 1.5 時間	- 精神疾患の疾患別理解と精神保健・医療制度について理解する。 - 精神疾患の疾患別の症状や特徴の理解と精神保健・医療による治療法（薬剤も含む）や対処法などについて理解する。 - 具体的には、地域移行の対象者が多く罹患している、「統合失調症、気分障害、アルコール依存症、せん妄」など。 - 相談・連携窓口としての医療関係機関等の説明も行なう。	- 精神疾患の種類（類型）は多岐に及ぶため、特に地域移行の対象となる高齢の患者に多い疾患や症状などを中心に解説する。 - 症状によって現れる行動や言動などを具体的に示す。 - それらに対する支援方法、対応方法なども示すことで受講者の理解を促す。 - 簡単な事例などを用いて解説することも有効である。ただし症状には個人差があることも留意して解説する。 - 例えば、障害年金診断書の構成を例示して、どのような項目が「生活のしづらさ」として反映されているのかを説明することも考えられる。 - 適切に専門機関につなげることで、抱え込まない支援体制を構築する必要性・重要性を説明する。 - グループ形態の場合、適宜ミニグループワークで意見交換を含めてもよい。 - 講師は精神科医師、精神認定看護師、保健師、精神保健福祉士など。	☐ 地域移行支援を行なう際に想定される精神障害者が有病している疾患について、その特徴や医療の関わり的重要性を理解することができる。 ☐ 実際に支援を行なう際に留意すべき点について理解することができる。 ※ 研修記録シート受講後記入
休憩	10 分			
精神疾患、精神障害の特性と支援方法の理解	講義 1.5 時間	- 精神疾患、精神障害の特性と支援方法の具体について理解する。 - 事例を活用して実際の支援場面での症状に合わせた具体的支援方法や留意すべき点などを解説する。 - 主に、接遇やコミュニケーション技法などを中心に技術の習得を目指す。 - また生活面において日常的に関わることが多い専門職（精神科訪問看護師など）と、その役割についても解説する。 - あくまでも多職種協働で支援していくことを強調する。	- 実際の支援場面（事例による疾患・症状とそれに対するサービスなど）を想定して、支援の具体例などを示す。 - 活用する事例は検討委員会にて作成したPPT以外にも、地域の実情や講師の持ち寄り等にて差し替え活用することも妨げない。 - 疾患や症状別の接遇の方法やコミュニケーションの留意点など、具体的に示す。 - リフレーミングや様々な念慮に対する対応方法などを言及する。 - 専門職ごとにどのような役割を担って、どのような効果をもたらすことを目的としているかなど、支援場面が具体的にイメージできるような説明を行なう。 - 支援は医療職をはじめ、多職種共同、チームアプローチであることを強調し、介護職に見られがちな責任感による抱え込みを防止するとともに、相談・連携先、連携方法の具体なども事例を示しながら説明する。 - 要介護高齢者と比較して精神障害者は残存機能が多いため、ストレングス・アプローチによるエンパワメントの視点を重視した支援の重要性を言及する。 - ピアサポートの有効性や活用についても言及する。 - グループ形態の場合、適宜ミニグループワークで意見交換を含めてもよい。 - 講師は、精神保健福祉士、相談支援専門員、精神科訪問看護師、主に精神障害者を支援する事業所のサービス管理責任者など。	☐ 支援をする上での連携すべき専門職の理解ができる。 ☐ 専門職が所属する機関や窓口などを理解し活用できる。 ☐ 精神障害者との関わりにおいて、習得すべき支援技術や留意点などを理解し、習得した技術については活用できる。 ☐ コミュニケーションを図る上で留意すべき点などを理解し、習得した点については活用できる。 ※ 研修記録シート受講後記入

1 日目の振り返り及び意見交換、受講後の評価 - 意見交換 10 分 - 研修記録シート記入 10 分 - 実習オリエンテーション 10 分	演習 0.5 時間	1 日目の科目で参加者間で学んだことや気づきなど、意見交換を行なうことで本日の学びについて理解を深める。 - 各科目の研修記録シートの未記入の部分について記入する。 2 日目の実践実習及び集合演習のオリエンテーションを行なう。	1 日目で学んだことや、開始時に抱いていた精神障害者に対するイメージと、受講後に抱いているイメージとの違い、今後精神障害者を支援していくうえで実践できること、心がけていくことなどをメンバー間で共有する。 - また、研修記録シートを各自記入し、自己評価を行なう。単なる数値評価だけでなく、学びの内容や抱負などを科目ごとに言語化することで具体的に習得レベルが確認できるようにする。 - 一部を提出または提出後コピーを取り返却する。返却は 2 日目でもよい。	☐ 一日目の振り返りから自己学習の確認を行ない、また他者の振り返りから不足している点について補うことができる。
--	--------------	---	--	--

2 日目：実習・演習 6 時間（実践実習 3 時間、集合研修：演習 3 時間）

科目	時間	内容	留意点	学習目的・到達目標
実習機関による精神障害者の支援実践実習	実習 3 時間	- 各自指定された精神障害者の支援機関に出向き、精神障害者に対する支援の現場を体験する。 具体的な実習実施事業所の種類については、 - 地域活動支援センター - 就労支援事業所（就労移行、A 型、B 型） - 居宅介護事業所（行動援護を含む） - 生活介護事業所 - 共同生活援助 - 相談支援事業所 - 精神科デイケア - 精神科訪問看護ステーション - 精神科入院施設 などが想定される。	- 当日の実習先へは自己責任において各自現地集合とし、実習期間の指示に基づいて実習を行う。なお、実習機関までの交通手段についても事前に確認をしておくこと。 - 実習方法は見学を主体とし、可能な範囲で当事者とのコミュニケーションや軽微な作業などを行なうことが望ましい。 - 実習受け入れに当たっては、事前に研修実施主体（機関）等が主催しての実習受け入れ事業所を対象とした説明会を開催するなどして、標準的な実践実習が可能となるよう配慮する。 - 実習受け入れ事業所の指導者は、サービス管理責任者など、指導技術を持ち得た者が担当することが望ましい。 - 受講者の基本属性などの情報は、事前に実習受け入れ機関に伝達する。 - 可能であれば実習受け入れ事業所と実習者との事前面接の機会を設定することが望ましい。 - 実習対象者（精神障害者）または家族等から、事前に実習受け入れの同意を書面にて得ておくことが望ましい（「承諾書」別添）。承諾書は研修実施主体（機関）、実習受け入れ機関用を用意し、必要に応じて実習受け入れ機関用のコピーを実習生及び当事者に渡すことが望ましい。 - 実習者は実習中に知り得た個人情報の守秘義務に関する誓約書を記入する（「誓約書」別添）。誓約書は研修実施機関、実習受け入れ機関、実習生控え、当事者控えの 4 通を用意する（必要に応じて活用する）。 - 実習中の当事者または実習受け入れ事業所への損害賠償および実習者の傷病保障として、損害賠償保険（団体もしくは民間損害保険等）に加入することを推奨する。 - 必要に応じ、実習終了時には事業所実習担当者より「修了証明書（別添）」に修了の証として記名してもらう。	☐ 実践実習を通して実際に精神障害者との時間を共有することができる。 ☐ 当事者の特徴を理解して受容しながら接することができる。 ☐ 初日に学んだ知識について実践を通して理解を深めることができる。 ☐ 初日に学んだコミュニケーション技術を活用して会話を行なうことができる。 ☐ 実習の経験から精神障害者への支援の意識が高まる。 ※ 研修記録シート受講後記入
昼休憩 （研修会場に集合）		※ 午後の演習を別日に行なうことも可。但し、なるべく近日中に行なうこと。	各自自己責任において移動。	
実践実習振り返り - グループワーク 20 分 - 発表 5 分	演習 0.5 時間	- 実践実習で習得した知識や技術等、または感想も含めてグループワークにて共有する。 - 適宜白紙のメモ用紙などを配布。 - いくつかのグループが発表をして、全体で共有す	- 実践実習修了後、集合形式にて振り返りを行なう。 - 実践実習終了後、同日または数日以内に行なうことが望ましい。 - 実践実習によって学んだ感想、習得した支援の具体的方法や留意点、今後の自己学習における課題などをグループワークにて各自発表し共有を図る。	☐ 実践実習で学んだことを共有することで、自身では学び得なかったことについても補足的に体験学習することができる。

・ 講師によるコメント 5 分		る。 ・ 講師やファシリテーターによるコメントを行なう。	・ 時間があれば全体発表も行い全体での共有を図る。 ・ 指導者またはファシリテーターによる講評や助言も行い、より深く気づきや学びを促進する。 ・ 指導者またはファシリテーターは、精神障害者支援施設のサービス管理責任者など精神障害者支援に従事している者など。	※ 研修記録シート受講後記入
事例検討 「精神障害者の地域移行支援事例」など	演習 1.5 時間	・ 地域移行の精神障害者の支援についての事例の検討を行なう。 ・ 事例を通して、さらなる気づきや疑問点などを話し合い、支援における基本的な視点を習得する。 ・ 進行例として、 オリエンテーション 5 分 事例概要説明 20 分 個人ワーク 15 分 グループワーク 25 分 発表と振り返り 15 分 講師による講評及び補足講義 10 分 ・ 「事例検討演習シート」使用	・ 地域移行の対象である精神障害者の事例等を活用し、基本情報の把握、アセスメントの視点、具体的支援方法の検討など、一連の支援方法の視点を習得する。 ・ 所定の「事例検討演習シート」を活用することを原則とするが、研修実施主体（機関）で任意にほかの事例やシートを活用することも可能とする。 ・ 事例は講師やファシリテーターなどが関わる実際の支援事例、または検討委員会作成 PPT テキストの掲載事例などを活用する。実際の支援事例の場合、個人情報保護の対応や使用同意などの対応を必要に応じ事前に行なうこと。 ・ 支援内容の検討はグループごとに話し合い、その内容を全体で共有するなど、全員が参加できるよう工夫を行なう。 ・ 発表方法は全グループが時間的に難しい場合は、数グループの発表にするか、近隣のグループ同士での発表共有など、方法は検討すること。 ・ 振り返りは、事例検討を行っての気づきや感想などをグループ内で共有する。そのためのシートは白紙の用紙など任意とする。 ・ 講師、グループごとのファシリテーターは、精神障害者の支援施設のサービス管理責任者、精神保健福祉士、相談支援専門員など。	☐ 実践実習では学びえなかった様々な精神疾患や症状などについて、事例を通してさらに幅広く学ぶことができる。 ☐ また、研修を通して学びえた知識や技術について、事例を通して応用的に学びを深めることができる。 ※ 研修記録シート受講後記入
休憩	10 分			
研修全体の振り返り及び意見交換・受講後の評価 修了式 ・ 研修全体の振り返り（グループワーク）10 分 ・ 発表 5 分 ・ 研修記録シート記入 10 分 ・ 修了式 5 分	演習 0.5 時間	・ 参加者間で意見交換を行なうことで研修全体の学びについて理解を深める。 ・ 研修記録シートの記入、提出。 ・ 修了証の交付（必要に応じ）。 ・ リフレクションシート（振り返りシート）の記入および提出依頼を行なう。記入は研修終了後、または自宅等で行なうことも可能。後日、研修実施機関に FAX 等で送付いただくことを依頼する。	・ 2 日間で学んだ知識や技術、今後精神障害者を支援していく上での抱負や心構えなど、グループワークにて共有を図る。 ・ 研修記録シートを各自記入し、自己評価を行なう。評価は単なる数値評価のみでなく、言語化することで具体的な習得内容や習得度合いが評価できるよう工夫する。 ・ 一部を提出または提出後コピーを取り 3 か月後の評価のため返却する。 ・ 3 か月後にも自己評価、管理者等の他者評価を行い、実際の支援場面でどのような効果がもたらされているかを確認することが望ましい。 ・ 評価結果は、可能であれば、各地域で次の研修実施に向けた改善策などに活用する。 ・ 修了証の交付は、研修実施主体（機関）が 2 日間の修了者に対して交付する。 ・ 修了要件の確認のために時間を要する場合は、後日送付などの対応を行なう。	☐ 精神障害者に対する受講前の認識と受講後の認識の違いについて自覚し、支援の際に持つべき視点や姿勢を再確認する。 ☐ 今後の精神障害者への支援についての抱負が持てる。 ☐ 今後、機会があれば精神障害者の地域移行支援等の支援に取り組むことができる。

平成 30 年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の
研修ニーズに関する調査事業

「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する
講義・演習及び実践基礎研修」（通称「実践基礎研修」）受講の手引き
(※ 必要に応じて加筆修正し受講者に配布してください)

受講対象者

本研修の受講対象者は、介護保険制度で就労する介護支援専門員または介護福祉士等（実務者研修、初任者研修修了者なども含む）とする。

受講修了者

本研修は 2 日間のカリキュラムをすべて受講することをもって修了したものとみなす。欠席等により未受講科目がある場合は次回の研修を補講することで修了とみなす。

研修内容

本研修は 2 日間（各 6 時間、計 12 時間）で構成され、講義、演習、実践実習からなる。具体的なカリキュラムは別紙の通りとする。

受講費用

本研修の受講費用は〇〇〇〇円とする。（研修実施主体の取り決めによる）

研修日程

本研修の日程は、1 日目集合研修（講義及び演習）は、〇年〇月〇日（ ）〇時～〇時

実践実習は〇年〇月〇日（ ）～〇年〇月〇日（ ）の間の 1 日（3 時間）

(※ 日時は受講者ごとに追って指定します。)

2 日目集合研修（実習振り返り及び演習）は〇年〇月〇日（ ）〇時～〇時

申し込み方法

（研修実施主体の取り決めによる）

実践実習の留意点

実践実習は主に精神障害者を支援している事業所に出向いて 3 時間の見学を中心にした実習を行うものです。実習に当たっては以下の点に留意してください。

- ・ 実習先は研修実施機関から指定された事業所にて指定された日時に行なってください。
- ・ 当日は遅刻などしないよう、あらかじめ事業所の所在地などを確認しておいてください。
- ・ 実習先までの交通手段は事前に確認しておいてください。自家用車利用の場合は実習先に駐車可能かなどを事前に確認してください。
- ・ 事業所によっては事前の打ち合わせを求める場合がありますので、その際は指定された日時・場所にて行なってください。
- ・ 実習は見学を主体としていますが、事業所の指示で支援の補助（コミュニケーション等）を行なうこともあります。講義で学んだことを活かした実習を行なってください。

- ・ 実習中は精神障害者との面談等、本人の個人情報に触れることになりますので、実習に当たって、本人または家族から実習受け入れの「同意書」を、実習者からは個人情報保護の「誓約書」をいただくことになります。実習前に実習受け入れ事業所の指示に従って手続きをしてください。
- ・ 実習中の服装は、動きやすく、華美でない服装を着用してください。
- ・ 実習中は不用意に写真を撮影したり、本人を侵襲するような質問などしないようにしてください。
- ・ 実習先からの留意事項にも十分に配慮をして、体調を整えて実習に取り組んでください。
- ・ 実習後は実習先担当者から別添「実習証明書」に修了の確認サイン等をいただいて、研修実施機関に提出してください。